

# このような時は、ちょっとまって



## 浄水器などの販売

### [手口]

水道水に薬品を入れ「色が変わった」と不安をあおり、浄水器などの物品を高額で販売、リース契約を結ばせる。

水道部や委託業者では、浄水器などの販売・リースは一切行っていません。  
色が変わるのは塩素に反応しているため、水道水が塩素により殺菌されている安全な水という証です。

## 口座情報の聞き出し

### [手口]

「水道部からの依頼で来ました」などと偽り、水まわりを調査したふりをして、毎回の水道料金や口座情報を聞き出す。

原則、水道部がお客さま宅地内の調査を業者に依頼することはありません。  
また、ご自宅を訪問し、口座情報を確認することも一切行っておりません。

## 水道管や排水管の点検や修理

### [手口]

水道部や委託業者を装い、水道管や排水管の点検・修理などを行い、高額な料金を請求する。

水道部や委託業者では、お客さま宅地内の水道管や排水管の点検・修理などを行うことは一切ありません。

## 水道料金の集金

### [手口]

水道部や委託業者を装い、ポストから抜き取った検針票などを見せながら「集金に来ました」と言って水道料金をだまし取る。

水道部や委託業者がご自宅に訪問して現金を頂くことはありません。  
※お客さまからの申し出により、要望があれば集金に伺うことはあります。

給水設備、排水設備の修理は、市に登録している業者でなければできません。訪問した業者が登録されているか確認してから契約しましょう。登録業者は水道部ホームページに記載しています。また、電話によるアンケート調査も行っておりませんので、注意しましょう。

**契約してしまい困ったときは、下記へお問い合わせください。**

代金を支払ったあとでもクーリングオフ制度などで契約を解除できる場合があります。

**江別市消費生活センター ☎381-1026**

